

みなかみ町空き家バンク活用補助金(賃貸)の申請の流れ

みなかみ町空き家バンク活用補助金(賃貸)の申請から振込までの流れです。申請者は空き家バンク登録物件(賃貸)の賃貸借契約締結し、その後、みなかみ町へ転入または町内転居を行い、住民票移動が完了した段階で申請が可能となります。以下の流れを確認し、段階ごとに手続きを実施してください。

【申請年度初：4月(例 2023年4月)】

【4月～3月分】

【申請年度末：3月(例 2024年3月)】

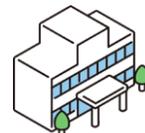
ステップ1 〈交付申請：申請者〉



- i. 申請が可能なタイミング
 - ・空き家バンク登録物件(賃貸)賃貸借契約締結後、当該物件へ住民票を移動したら
- ii. 提出書類
 - ・様式第1号(第6条関係)交付申請書(賃貸借)
 - ・別紙1誓約書
 - ・住民票(写)※みなかみ町役場町民福祉課発行
 - ・戸籍の附票※本籍地自治体発行
 - ・賃貸借契約書(写)

提出

ステップ2 〈交付決定：みなかみ町〉



- ・ステップ1で提出された書類確認
- ・確認後、問題なければ交付決定通知書の送付

送付

ステップ3 〈領収書保管：申請者〉

申請～実績報告を行うまでの間、年度内の家賃支払いに関する領収書を保管する。
※ステップ4「実績報告&請求」時に提出するため



申請～年度末(3月まで) 支払い

ステップ4 〈実績報告&請求：申請者〉



- i. 実績報告が可能なタイミング
 - ・申請年度末(3月分)の家賃支払いが完了したら
- ii. 提出書類
 - ・様式第5号(第9条関係)実績報告書(賃貸借)
 - ・領収書等
 - ※記帳後の通帳内該当箇所またはネットバック等スクリーンショットなどを提出でも可
 - ・様式第10号(第13条関係)交付請求書
 - ・補助金振込先がわかる口座情報(通帳等)

提出

ステップ5 〈確定：みなかみ町〉

- ・ステップ4で提出された書類確認
- ・確認後、問題なければ確定通知書の送付
- ・指定口座へ補助金振込

送付

振込



みなかみ町空き家バンク活用補助金(賃貸)概要

【対象者】

空き家バンク登録物件を賃貸し、次のいずれかに該当する方

- (1)住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により本町の住民基本台帳に登録され、かつ、補助金の申請時に夫婦の年齢の合計が90歳未満（以下「若年夫婦」という。）であること。
- (2)本町に転入した者にあつては、転入の届出の日から3月以内の者で、当該転入の際に継続して3年以上本町以外の市区町村の住民基本台帳に登録されていた者であること。

上記に該当する方で、次のいずれにも該当しない方

- (1)定住を前提に3年以上本町に生活基盤をおく意思がない者
- (2)補助対象者及びその属する世帯員のいずれかに町税等（住民税、国民健康保険税、水道料金、下水道使用料をいう。）の滞納がある者
- (3)所有者等と3親等以内の親族である者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団等の構成員及び破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者
- (5)当該補助金の交付を一度受けている者又はその世帯に属する者。ただし、既に賃貸借補助金の交付を受けた者でその後空き家等を購入したものは、補助対象者とする。

【補助金の額】

対象補助金	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額	交付時期
賃貸借補助金	若年夫婦、 転入者	空き家等の賃貸借料（3年間の賃貸借料）。 ただし、事業主が従業員に対して支給又は負担するすべての手当等及び公的制度による家賃補助等を控除した額とする。	対象経費の1/4以内	10,000円/月 （上限3年）	賃貸借契約が成立した後に、賃借者が居住を開始し、該当年度分の賃貸借料の支払いを完了したとき。